

最高裁秘書第 5522 号

令和元年 11 月 22 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 11 月 15 日に答申（令和元年度（最情）答申第 57 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情） 諒問第 12 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年5月30日（令和元年度（最情）諮詢第12号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（最情）答申第57号）

件名：司法修習生に関する罷免等の該当事由及び非違行為の報告に関する文書の不開示判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「全国の実務修習地から送付された、71期司法修習生に関する、罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）が本当に不開示情報に相当するかどうか不明であるし、少なくとも、それぞれの実務修習地から送付された枚数までが不開示情報に相当するとは思えない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、第71期司法修習生の氏名や行状等が記載されており、これらは個人識別情報に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当する。

また、本件対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題及び様式等を含む本件対象文書に記載されている情報並びに実務修習を委託している各配属庁会か

ら送付された本件対象文書の枚数は、全体として、公にすると、司法修習生の非違行為等に関する調査事項や調査量、提出された資料の内容及び分量が推知されることになり、今後の公正かつ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与えるなど、今後的人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、同条6号ニに定める不開示情報に相当する。

したがって、標題及び様式等を含む本件対象文書に記載されている情報並びに実務修習を委託している各配属庁会から送付された本件対象文書の枚数は、全体として同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、実務修習を実施している司法修習生の配属先の裁判所、検察庁及び弁護士会から送付された報告書であり、司法修習生の氏名や行状等が記載されていることが認められる。これらの記載は、報告の対象とされた修習生ごとに一体として法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、そのなかに同号ただし書イからハまでに相当する記載は認められない。また、本件対象文書の性質及び内容を踏まえて検討すれば、標題、枚数等を含む本件対象文書全体について、これを公にすると、修習生の非違行為等に関する調査事項や調査量、提出された資料の内容や分量が推知され、その結果、今後の公正かつ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与えるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす

おそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件対象文書は、標題、枚数等を含め、全体として同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人